

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年)9月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第8中「7,010円」を「7,370円」に、「7,110円」を「7,470円」に、「7,320円」を「7,690円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第8の規定は、令和6年10月1日から適用する。

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
別表第8(第27条関係) 日額報酬表 【別記 参照】 備考 1～3 (略)	別表第8(第27条関係) 日額報酬表 【別記 参照】 備考 1～3 (略)

【別記】

(現行)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	<u>7,010円</u>
運動指導員	<u>7,110円</u>
保育補助員及び介助員	<u>7,320円</u>
~~~~~	~~~~~
栄養士	<u>7,320円</u>
~~~~~	~~~~~
軽作業員	<u>7,010円</u>
調理補助員	<u>7,010円</u>
調理員	<u>7,110円</u>
重作業員	<u>7,320円</u>
~~~~~	~~~~~

(改正案)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	<u>7,370円</u>
運動指導員	<u>7,470円</u>
保育補助員及び介助員	<u>7,690円</u>
~~~~~	~~~~~
栄養士	<u>7,690円</u>
~~~~~	~~~~~
軽作業員	<u>7,370円</u>
調理補助員	<u>7,370円</u>
調理員	<u>7,470円</u>
重作業員	<u>7,690円</u>
~~~~~	~~~~~

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要

1 改正理由

兵庫県の最低賃金が改定見込みであることを踏まえ、日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬額が最低賃金額を上回るよう条例改正を行う。

2 改正内容

現行の報酬額で改定後の最低賃金額を下回る見込みである職種について、以下のとおり経験年数2年以下区分の報酬額を改定する。

(1) 事務員、司書補助、軽作業員、調理補助員

7,010円 → 7,370円

(2) 運動指導員、調理員

7,110円 → 7,470円

(3) 保育補助員及び介助員、栄養士、重作業員

7,320円 → 7,690円

3 施行日及び実施時期

公布の日から施行し、最低賃金の改定予定日に合わせて、令和6年10月1日から適用する。



令和6年8月5日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け兵労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,052 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日